

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	川口市 介護保険に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川口市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、秘密保持契約を締結している。

評価実施機関名

埼玉県川口市長

公表日

令和2年10月22日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

3. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の68項 ・介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの ※注・・・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【別表第2における情報提供】 番号法第19条第7号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に、以下が含まれる項。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの(以下「介護保険給付等関係情報」という。) ・介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの ・国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの ・高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの ・1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、83、87、90、94、95、117の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1・2・3・4・6・19・25・30・32・33・34・43・44・47条 <p>【別表第2における情報照会】 番号法第19条第7号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)の以下の処理をするために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができるとされている項。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ・介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ・93、94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46・47条
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	川口市 福祉部 介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
7. 他の評価実施機関	
—	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	第1号被保険者及び認定を受けた第2号被保険者とその世帯員。
その必要性	被保険者の異動情報、要介護認定情報及び賦課事務における世帯情報を管理するため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号及びその他識別情報 : 対象者を正確に把握するため ・4情報、連絡先及びその他住民票関係情報 : 資格管理や被保険者証交付に際する住所等の確認及び本人への連絡等のため ・健康・医療関係情報 : 要介護認定を行うため ・地方税関係情報 : 収入、所得に応じて保険料の賦課、給付を行うため ・医療保険関係情報 : 医療関係情報等を基に高額医療高額介護サービス費の給付事務を行うため ・生活保護・社会福祉関係情報 : 被保険者の資格、賦課、収納、給付関係の基本情報として管理するため ・介護・高齢者福祉関係情報 : 認定情報等を基に給付事務を行うため ・年金関係情報 : 保険料の特別徴収を行うため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	福祉部介護保険課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (国民健康保険課、市民課、障害福祉課、市民税課、国民年金課、生活福祉1・2課、高齢者保険事業室) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (前住所地の地方自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (国保連、日本年金機構、地方公務員共済組合連合会)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	被保険者の資格管理、要介護認定、保険給付及び賦課徴収等介護保険事務を行うため。	
④使用の主体	使用部署	介護保険課、特別債権回収課、長寿支援課、川口駅前行政センター、芝支所、新郷支所、神根支所、安行支所、戸塚支所、鳩ヶ谷支所
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	・新規資格取得者に被保険者証を送付する。 ・所得に応じて保険料を決定し、徴収に関する通知書等を送付する。 ・認定申請者に対して、本人の心身の状態を調査し、結果を通知する。 ・介護サービス利用者に対して、自己負担分を除いた費用を給付する。	
	情報の突合	本人等の申請内容、住民票関係情報、介護・高齢者医療関係情報及び年金関係情報等の突合を行う。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する] <選択肢> (1) 件 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	介護保険システム運用・保守業務	
①委託内容	介護保険における資格・賦課情報管理、要介護認定及び給付情報管理に関するシステムの運用管理及び保守業務	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日立キャピタル株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。
	⑥再委託事項	保守及びリース物件の搬入・現地調整等の委託。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (22) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている (10) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第7号別表第2の第1欄に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2(別紙1参照)
②提供先における用途	番号法第19条第7号別表第2の第2欄に掲げる事務(別紙1参照)
③提供する情報	・介護保険給付等関係情報 ・介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの ・国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの ・高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	第1号被保険者及び認定を受けた第2号被保険者とその世帯員。
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (電話回線)
⑦時期・頻度	随時
移転先1	番号法第9条第1項別表第1の第1欄に定める者(別紙2参照)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1(別紙2参照)
②移転先における用途	番号法第9条第1項別表第1の第2欄に掲げる事務(別紙2参照)
③移転する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	第1号被保険者及び認定を受けた第2号被保険者とその世帯員。
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

＜川口市における措置＞

生体認証を行っている電算機室のオートロック扉の内部。サーバへのアクセスにはユーザID・パスワードの認証が必要。

＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞

・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。
・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

7. 備考

—

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

参照用住基テーブル

住基ネット個人番号、住基住所(漢字)、住基番地、住基番地区分コード、住基番地(漢字)、住基生年月日、住基町名コード、住基枝番号、住基続柄(漢字)、住基続柄1コード、住基続柄2コード、住基続柄3コード、住基続柄4コード、住基現住所市内外区分コード、住基番号、住基行政区コード、住基異動事由コード、住基異動届出年月日、住基異動年月日、住基住民年月日、住基キー氏名(カナ)、住基個人番号、住基子郵便番号、住基基礎年金番号、住基方書(漢字)、住基方書(カナ)、住基転入前市内外区分コード、住基親郵便番号、住基履歴通番、住基転出先市内外区分コード、住基性別コード、住基生年月日年号コード、住基氏名(漢字)、住基氏名(カナ)、住基作成時刻、住基作成年月日、住基政令広域コード、住基世帯番号、住基市町村コード、住基世帯登録区分コード、住基消除年月日、住基都道府県コード、住基地方公共団体コード、住基転入前住所(漢字)、住基転入前番地(漢字)、住基転入前子郵便番号、住基転入前方書(漢字)、住基転入前親郵便番号、住基転入前市町村コード、住基転入前市町村名(漢字)、住基転入前都道府県コード、住基転入前都道府県名(漢字)、住基転出先住所(漢字)、住基転出先番地(漢字)、住基転出先子郵便番号、住基転出先方書(漢字)、住基転出先親郵便番号、住基転出先市町村コード、住基転出先市町村名(漢字)、住基転出先都道府県コード、住基転出先都道府県名(漢字)、介護保険者番号、更新操作者コード、更新時刻、更新通番、更新年月日、作成操作者コード、作成時刻、作成年月日、予備10-1領域、予備10-2領域、予備30領域

参照用外国人テーブル

外国人住所(漢字)、外国人住所(漢字)連結、外国人あいまい検索キー氏名(カナ)、外国人番地、外国人番地区分コード、外国人番地(漢字)、外国人生年月日、外国人町名コード、外国人枝番号、外国人続柄(漢字)、外国人続柄1コード、外国人続柄2コード、外国人続柄3コード、外国人続柄4コード、外国人現住所市内外区分コード、外国人号番号、外国人行政区コード、外国人併記用氏名(漢字)、外国人本名通称名区分コード、外国人異動事由コード、外国人異動届出年月日、外国人異動年月日、外国人住民年月日、外国人キー氏名(漢字)、外国人キー氏名(カナ)、外国人個人番号、外国人子郵便番号、外国人基礎年金番号、外国人方書(漢字)、外国人方書(カナ)、外国人転入前市内外区分コード、外国人親郵便番号、外国人履歴通番、外国人転出先市内外区分コード、外国人性別コード、外国人氏名(英字)、外国人氏名分類コード、外国人氏名(漢字)、外国人氏名(カナ)、外国人作成時刻、外国人作成年月日、外国人政令広域コード、外国人世帯番号、外国人市町村コード、外国人世帯登録区分コード、外国人消除年月日、外国人都道府県コード、外国人地方公共団体コード、外国人転入前住所(漢字)、外国人転入前番地(漢字)、外国人転入前子郵便番号、外国人転入前方書(漢字)、外国人転入前親郵便番号、外国人転入前市町村コード、外国人転入前市町村名(漢字)、外国人転入前都道府県コード、外国人転入前都道府県名(漢字)、外国人通称名(漢字)、外国人通称名(カナ)、外国人転出先住所(漢字)、外国人転出先番地(漢字)、外国人転出先子郵便番号、外国人転出先方書(漢字)、外国人転出先親郵便番号、外国人転出先市町村コード、外国人転出先市町村名(漢字)、外国人転出先都道府県コード、外国人転出先都道府県名(漢字)、外国人在留開始年月日、外国人在留終了年月日、外国人在留資格コード、外国人在留資格期間コード、住基ネット個人番号、介護保険者番号、更新操作者コード、更新時刻、更新通番、更新年月日、作成操作者コード、作成時刻、作成年月日、予備10-1領域、予備10-2領域、予備30領域

参照用税情報テーブル

介護保険者番号、個人番号、個人区分コード、更新操作者コード、更新時刻、更新通番、更新年月日、作成操作者コード、作成時刻、作成年月日、予備10-1領域、予備10-2領域、予備30領域、税情報分離株式譲渡所得額、税情報分離山林所得額、税情報分離退職所得額、税情報分離土地事業所得額、税情報分離短期譲渡軽減控除後所得額、税情報分離短期譲渡一般控除後所得額、税情報分離土地事業超短期所得額、税情報分離特別控除額、税情報分離短期譲渡一般控除額、税情報分離短期譲渡軽減控除額、税情報分離長期譲渡一般控除額、税情報分離長期譲渡軽減控除額、税情報分離長期譲渡軽減課控除額、税情報分離長期譲渡特定控除額、税情報分離長期譲渡一般控除後所得額、税情報分離長期譲渡軽減課控除後所得額、税情報分離長期譲渡軽減課控除後所得額、税情報分離長期譲渡特定控除後所得額、税情報賦課年度、税情報合計所得額、税情報行政区コード、税情報非課税区分コード、税情報課税非課税区分コード、税情報更正事由コード、税情報更正年月日、税情報繰越損失金額、税情報納税者台帳番号、税情報総合営業所得額、税情報総合不動産所得額、税情報総合総所得額、税情報総合譲渡一時所得額、税情報総合株式配当所得額、税情報総合給与所得額、税情報市町村民税均等割額、税情報総合年金所得額、税情報報告区分コード、税情報総合農業所得額、税情報政令広域コード、税情報総合利子所得額、税情報総合その他配当所得額、税情報総合その他事業所得額、税情報市町村コード、税情報市町村民税額、税情報市町村民税所得割額、税情報処理区分コード、税情報総合雑所得額

被保険者テーブル

被保険者住所(漢字)、被保険者住所(漢字)連結、被保険者あいまい検索キー氏名(カナ)、被保険者番号、被保険者番地、被保険者番地区分コード、被保険者番地(漢字)、被保険者生年月日、被保険者町名コード、被保険者枝番号、被保険者賦課対象コード、被保険者外国人在留開始年月日、被保険者外国人在留終了年月日、被保険者外国人在留資格コード、被保険者外国人在留資格期間コード、被保険者号番号、被保険者行政区コード、被保険者併記用氏名(漢字)、被保険者本名通称名区分コード、被保険者異動年月日、被保険者住基ネット個人番号、被保険者住所地特例者区分コード、被保険者住所地特例者適用開始年月日、被保険者住所地特例者適用終了年月日、被保険者住所地特例者適用変更年月日、被保険者キー氏名(漢字)、被保険者キー氏名(カナ)、被保険者介護異動事由コード、被保険者個人番号、被保険者個人区分コード、被保険者子郵便番号、被保険者基礎年金番号、被保険者記載1備考(漢字)、被保険者記載2備考(漢字)、被保険者記載3備考(漢字)、被保険者方書(漢字)、被保険者方書(カナ)、被保険者年金情報作成年月日、被保険者年金コード、被保険者親郵便番号、被保険者履歴通番、被保険者性別コード、被保険者生年月日年号コード、被保険者氏名(英字)、被保険者氏名分類コード、被保険者氏名(漢字)、被保険者氏名(カナ)、被保険者資格異動届出年月日、被保険者資格異動届出者氏名(漢字)、被保険者資格異動届出者電話番号、被保険者資格異動届出者関係コード、被保険者資格喪失事由コード、被保険者資格喪失届出年月日、被保険者資格喪失届出者氏名(漢字)、被保険者資格喪失届出者電話番号、被保険者資格喪失届出者電話番号、被保険者資格喪失年月日、被保険者資格喪失届出者関係コード、被保険者資格取得事由コード、被保険者資格取得届出年月日、被保険者資格取得届出者氏名(漢字)、被保険者資格取得届出者電話番号、被保険者資格取得年月日、被保険者資格取得届出者関係コード、被保険者市内外区分コード、被保険者政令広域コード、被保険者市町村コード、被保険者市町村名(漢字)、被保険者都道府県コード、被保険者都道府県名(漢字)、被保険者電話番号、被保険者地方公共団体コード、被保険者転入元市町村名

(漢字)、被保険者通称名(漢字)、被保険者通称名(カナ)、被保険者適用除外開始年月日、被保険者適用除外終了年月日、被保険者適用除外事由コード、介護保険者番号、更新操作者コード、更新時刻、更新通番、更新年月日、作成操作者コード、作成時刻、作成年月日、処理年月日、予備10-1領域、予備10-2領域、予備30領域

介護世帯構成員テーブル

被保険者番号、住基ネット個人番号、介護保険者番号、更新操作者コード、更新時刻、更新通番、更新年月日、介護世帯構成員住所(漢字)、介護世帯構成員番地(漢字)、介護世帯構成員生年月日、介護世帯構成員町名コード、介護世帯構成員賦課対象異動年月日、介護世帯構成員続柄(漢字)、介護世帯構成員続柄1コード、介護世帯構成員続柄2コード、介護世帯構成員続柄3コード、介護世帯構成員続柄4コード、介護世帯構成員本名通称名区分コード、介護世帯構成員異動事由コード、介護世帯構成員異動届出年月日、介護世帯構成員異動年月日、介護世帯構成員個人番号、介護世帯構成員個人区分コード、介護世帯構成員子郵便番号、介護世帯構成員方書(漢字)、介護世帯構成員親郵便番号、介護世帯構成員履歴通番、介護世帯構成員性別コード、介護世帯構成員生年月日年月日コード、介護世帯構成員氏名(漢字)、介護世帯構成員氏名(カナ)、介護世帯構成員作成区分コード、介護世帯構成員市内外区分コード、介護世帯構成員世帯番号、介護世帯構成員市町村コード、介護世帯構成員市町村名(漢字)、介護世帯構成員都道府県コード、介護世帯構成員都道府県名(漢字)、介護世帯構成員通称名(漢字)、介護世帯構成員通称名(カナ)、介護世帯構成員通番、作成操作者コード、作成時刻、作成年月日、予備10-1領域、予備10-2領域、予備30領域

受給者テーブル

被保険者番号、被保険者履歴通番、受給者同意書有無コード、受給者訪問対象地区コード、受給者介護保険審査会結果前介護状態区分コード、受給者介護要状態コード、受給者結果変更事由コード、受給者居宅住所町名コード、受給者居宅住所市町村コード、受給者居宅住所都道府県コード、受給者居宅市内外区分コード、受給者居宅住所(漢字)、受給者居宅番地(漢字)、受給者居宅子郵便番号、受給者居宅方書(漢字)、受給者居宅親郵便番号、受給者居宅市町村名(漢字)、受給者居宅都道府県名(漢字)、受給者居宅電話番号、受給者前保険者名(漢字)、受給者みなし認定区分コード、受給者認定結果通知書発行年月日、受給者認定年月日、受給者認定取消事由コード、受給者認定取消年月日、受給者認定中断事由コード、受給者認定中断年月日、受給者認定有効期間開始年月日、受給者認定有効期間終了年月日、受給者労災等番号、受給者履歴通番、受給者再審査フラグ、受給者支給限度管理期間終了年月日、受給者申請者名(漢字)、受給者申請者電話番号、受給者識別コード、受給者申請事由コード、受給者申請かかりつけ医コード、受給者申請年月日、受給者申請書備考(漢字)、受給者申請取消事由コード、受給者申請取消年月日、受給者政令広域コード、受給者申請者関係コード、受給者特定疾病コード、受給者要介護状態区分コード、介護保険者番号、更新操作者コード、更新時刻、更新通番、更新年月日、作成操作者コード、作成時刻、作成年月日、処理年月日、予備10-1領域、予備10-2領域、予備100領域

納付原簿テーブル

賦課年度、被保険者番号、介護保険者番号、更新操作者コード、更新時刻、更新通番、更新年月日、納付原簿3段階特例標準割合適用フラグ、納付原簿賦課期日年月日、納付原簿賦課結果コード、納付原簿賦課年月日、納付原簿激変緩和措置フラグ、納付原簿減免区分コード、納付原簿行政区コード、納付原簿回付情報各種年月日、納付原簿確定保険料額、納付原簿基礎年金番号、納付原簿更正操作者コード、納付原簿仮徴収額変更年月日、納付原簿仮徴収額変更依頼作成年月日、納付原簿仮徴収額変更通知書発行年月日、納付原簿年金コード、納付原簿納入通知書発行年月日、納付原簿入力所得区分コード、納付原簿履歴通番、納付原簿所得区分コード、納付原簿政令広域コード、納付原簿特別徴収中止依頼作成年月日、納付原簿特別徴収中止通知書発行年月日、納付原簿特別徴収中止事由コード、納付原簿特別徴収中止区分コード、納付原簿特別徴収義務者コード、納付原簿特例標準割合適用フラグ、納付原簿月割額、納付原簿徴収猶予区分コード、納付原簿特別徴収依頼作成年月日、納付原簿通知書通知理由コード、納付原簿調定取消事由コード、納付原簿調定取消年月日、納付原簿調定額、納付原簿前回徴収方法区分コード、納付原簿全期前納報奨金額、作成操作者コード、作成時刻、作成年月日、徴収方法区分コード、予備10-1領域、予備10-2領域、予備30領域

収納状況テーブル

賦課年度、減免区分コード、減免申請年月日、被保険者番号、期別番号、介護保険者番号、更新操作者コード、更新時刻、更新通番、更新年月日、作成操作者コード、作成時刻、作成年月日、収納状況分納回数、収納状況延滞金済額、収納状況延滞金調定額、収納状況延滞金累計額、収納状況不納欠損額、収納状況不納欠損事由コード、収納状況不納欠損年月日、収納状況行政区コード、収納状況被充当額、収納状況充当額、収納状況過誤納額、収納状況過誤納処理区分コード、収納状況還付額、収納状況期割額、収納状況口座振替作成年月日、収納状況納付書発行年月日、収納状況納期限年月日、収納状況納付証明書発行年月日、収納状況履歴通番、収納状況領収年月日、収納状況政令広域コード、収納状況収納未済額、収納状況収納年月日、収納状況収納済額、収納状況督促催告不要コード、収納状況督促手数料済額、収納状況督促手数料調定額、収納状況滞納処理区分コード、収納状況調定取消事由コード、収納状況調定後納期限年月日、収納状況調定後期割額、徴収方法区分コード、徴収猶予区分コード、徴収猶予申請年月日、調定年度、予備10-1領域、予備10-2領域、予備30領域

生保受給者テーブル

介護保険者番号、個人番号、個人区分コード、更新操作者コード、更新時刻、更新通番、更新年月日、生保受給者ケース番号、生保受給者福祉事務所コード、生保受給者行政区コード、生保受給者履歴通番、生保受給者生活保護一時停止区分コード、生保受給者生活保護開始年月日、生保受給者生活保護終了年月日、生保受給者政令広域コード、生保受給者市町村コード、生保受給者取消区分コード、作成操作者コード、作成時刻、作成年月日、予備10-1領域、予備10-2領域、予備30領域

(別紙1) 番号法第19条第7号別表第2に定める事務

	法令上の根拠 (項番)	提供先	事務
1	一	厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	二	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	三	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	四	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	六	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	二十六	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	三十	社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	三十三	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	三十九	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	四十二	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	四十六	厚生労働大臣又は共済組合等	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	五十六の二	市町村長	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	五十八	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	六十一	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	六十二	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	八十	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	八十三	厚生労働大臣又は共済組合等	高齢者の医療の確保に関する法律による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	八十七	都道府県知事等	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

19	九十	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
21	九十四	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
22	九十五	厚生労働大臣又は共済組合等	介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であつて主務省令で定めるもの
23	百十七	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

(別紙2)番号法第9条第1項別表第1に定める事務

	法令上の根拠 (項番)	移転先	事務
1	十二	障害福祉課	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	十五	生活福祉1・2課	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	十六	市民税課	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	三十	国民健康保険課	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	三十四	障害福祉課	知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	三十六の二	指令課	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	四十一	長寿支援課	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	五十九	高齢者保険事業室	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	六十八	長寿支援課	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	六十八	特別債権回収課	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険課情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1. 住民からの入手 ・住民からの申請情報入手の際は、申請書に本人の住所・氏名（漢字・カナ）・生年月日を記入してもらう。その際、窓口対応者が記入方法の指導と内容の確認を行い、誤りのないようにする。 ・住民からの情報入手にあたっては、対象以外の情報を入手することのないよう、本人の個人番号カード又は通知カード、及び番号法、番号法施行令及び番号法施行規則に定めるものの確認を厳格に行う。なお、申請者が代理人であっても、当該申請書に記入する内容が申請者本人の情報であることを事前に注意喚起する。 ・本人以外より提出のあった申請等情報について、当市の住民基本台帳と4情報が適合するか確認し、対象者であるか判断する。</p> <p>2. 他部署からの入手 対象者の宛名番号および氏名、生年月日、住所、性別等を正確に伝達し、別人と誤ることのないよう一意性を確保した照会・回答を行う。</p> <p>3. 他市町村からの入手 前住所地に所得照会した場合の通知の記載内容と対象者情報を照合し、一意性に疑問がある場合は、通知元市町村への問い合わせにより確認する。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	介護保険システムに対して不要なアクセスができないよう、利用権限の設定等、適切なアクセス制御対策を実施している。 また、庁内連携システムを介して目的を超えた紐付けがなされないよう、適切なアクセス制御がされている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	ユーザIDによる識別とパスワード設定されたICカードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。
その他の措置の内容	異動退職等があった際に、介護保険課長が業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権を変更又は削除する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	データの秘密保持に関する事項 再委託の禁止又は制限に関する事項 情報資産の第三者への提示の禁止に関する事項 事故発生時における報告義務に関する事項 情報資産の保護状況の検査の実施に関する事項 前記各事項の定め違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・契約時に再委託先についても秘密保持契約を締結している。 ・情報セキュリティポリシーの遵守を条件としている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	「情報資産利用依頼書」の提出を受け、番号法の条文に適合しているか否かを判断し、提供・移転を行う。	
その他の措置の内容	・情報セキュリティポリシーに則し、情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 ・違反行為を行った場合は、個人情報保護条例の罰則規定により措置を講じる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知 [十分に行っている] <選択肢>
 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている
 3) 十分に行っていない

②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか [発生あり] <選択肢>
 1) 発生あり 2) 発生なし

その内容
 公営競技事務所において、選手の「賞金振込データ」が入ったUSBメモリを紛失。
 ・平成29年11月18日(土)、選手に支払う賞金の振込みデータを、データの管理室でUSBメモリに保存。クリアファイルに入れ、別棟にある事務所にもどり、振込担当職員の机の上にファイルを置いた。20日(月)振込作業を行おうとして、USBメモリがないことに気づいた。
 ・紛失したUSBメモリに保存されていたデータは、対象選手のカナ氏名・振込金額など延べ1,457名分(実人数352名分)

再発防止策の内容
 公営競技事務所において、以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。
 ・個人情報が記録されている媒体を運搬する場合は、鍵付きのケースに格納し、暗号化またはパスワードを設定する。
 ・振込処理終了後は媒体内のデータを消去する。
 ・個人情報が記録されている媒体の引継ぎには、複数の職員で対応し、引継ぎ業務の記録を残す。
 ・保管場所を定め施錠管理を行う。

その他の措置の内容 —

リスクへの対策は十分か [十分である] <選択肢>
 1) 特に力を入れている 2) 十分である
 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><川口市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対して、情報セキュリティポリシーに基づく研修や、個人情報保護に関する研修を実施している。 ・委託業者に対しては、契約内容に秘密保持に関する規定を設けている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。 	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	川口市総務部行政管理課情報公開文書係 川口市青木2-1-1 048-258-1641
②請求方法	川口市個人情報保護条例第14条第1項、第24条第1項及び第28条の3に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	川口市総務部行政管理課情報公開文書係 川口市青木2-1-1 048-258-1641
②対応方法	・苦情受付時に苦情処理受付票を起票し、苦情に対する対応について記録を残す。 ・情報漏洩等の事実確認を行うために、標準的な処理手順を定めている。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年10月22日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月18日	I 基本情報－5情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	－	【別表第2における情報提供】（追加） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1・2・3・4・6・19・25・30・32・33・34・43・44・47条 【別表第2における情報照会】（追加） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46・47条	事後	根拠となる主務省令を追加記載するという形式的な変更であり、重要な変更には該当しない
平成29年10月25日	I 基本情報－6.評価実施機関における担当部署－②所属長	介護保険課長 渡辺 均	介護保険課長 藤波 康彰	事後	人事異動による変更であり、重要な変更には該当しない
平成29年10月25日	II 特定個人情報ファイルの概要－3特定個人情報の入手・使用－④使用の主体－使用部署	特別債権回収室	特別債権回収課	事後	組織改正による変更であり、重要な変更には該当しない
平成29年10月25日	II 特定個人情報ファイルの概要－5特定個人情報の提供・移転－(移転先1)－別紙2	特別債権回収室	特別債権回収課	事後	組織改正による変更であり、重要な変更には該当しない
平成29年10月25日	IIIリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	重大事故の発生により記載するもの。
平成29年10月25日	IIIリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－その内容	－	・個人情報を含む情報資産が保存されたハードディスクドライブの盗難。 ・平成28年10月7日(金)、職員が業務時間終了後に開催された職場の懇親会にてアルコール飲料を摂取。帰宅途中の翌8日(土)の午前1時ごろ、大宮駅西口ロータリーのベンチで居眠りをした際に、鞆の中から財布とともに個人所有のHDD(容量1TB)を盗難されたもの。 ・盗難されたHDDに記録されていた情報は、現所属である公園課及び過去に所属した職場のデータで、個人情報を含む約1万7千ファイル。	事後	重大事故の発生により記載するもの。

平成29年10月25日	Ⅲリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－再発防止策の内容	—	<p>本事案の発生を受け、データの外部持ち出し制限等以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各課におけるUSBメモリやハードディスクなどの外部記録媒体の所持状況を調査。 ・各課における外部記録媒体の管理方法（鍵付き書庫等での保管、使用後のデータ削除を行う等）について、情報セキュリティ監査での確認を順次実施。 ・端末管理ソフトによる外部記録媒体の利用制限を実施。 	事後	重大事故の発生により記載するもの。
平成30年11月15日	I 基本情報－6.評価実施機関における担当部署－②所属長	介護保険課長 藤波 康彰	介護保険課長	事後	記載廃止による変更であり、重要な変更には該当しない
平成30年11月15日	Ⅲリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－その内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を含む情報資産が保存されたハードディスクドライブの盗難。 ・平成28年10月7日（金）、職員が業務時間終了後に開催された職場の懇親会にてアルコール飲料を摂取。帰宅途中の翌8日（土）の午前1時ごろ、大宮駅西口ロータリーのベンチで居眠りをした際に、鞆の中から財布とともに個人所有のHDD（容量1TB）を盗難されたもの。 ・盗難されたHDDに記録されていた情報は、現所属である公園課及び過去に所属した職場のデータで、個人情報を含む約1万7千ファイル。 	<p>【ケース1】個人情報を含む情報資産が保存されたハードディスクドライブの盗難。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年10月7日（金）、職員が職場の懇親会にてアルコール飲料を摂取。帰宅途中の翌8日（土）の午前1時ごろ、駅のロータリーで居眠りをし、鞆の中から個人所有のHDD（容量1TB）を盗まれた。 ・盗難にあったHDDに記録されていた情報は、現所属である公園課及び過去に所属した職場のデータで、個人情報を含む約1万7千ファイル <p>【ケース2】公営競技事務所において、選手の「賞金振込データ」が入ったUSBメモリを紛失。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年11月18日（土）、選手に支払う賞金の振込みデータを、データの管理室でUSBメモリに保存。クリアファイルに入れ、別棟にある事務所にもどり、振込担当職員の机の上にファイルを置いた。20日（月）振込作業を行おうとして、USBメモリがないことに気づいた。 ・紛失したUSBメモリに保存されていたデータは、対象選手のカナ氏名・振込金額など延べ1,457名分（実人数352名分） 	事後	重大事故の発生により追加記載するもの。

<p>平成30年11月15日</p>	<p>Ⅲリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－再発防止策の内容</p>	<p>本事案の発生を受け、データの外部持ち出し制限等以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各課におけるUSBメモリやハードディスクなどの外部記録媒体の所持状況を調査。 ・各課における外部記録媒体の管理方法（鍵付き書庫等での保管、使用後のデータ削除を行う等）について、情報セキュリティ監査での確認を順次実施。 ・端末管理ソフトによる外部記録媒体の利用制限を実施。 	<p>【ケース1】データの外部持ち出し制限等以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各課におけるUSBメモリやハードディスクなどの外部記録媒体の所持状況を調査。 ・各課における外部記録媒体の管理方法（鍵付き書庫等での保管、使用後のデータ削除を行う等）について、情報セキュリティ監査での確認を平成29年度までに実施。 ・端末管理ソフトによる外部記録媒体の利用制限を実施。 <p>【ケース2】公営競技事務所において、以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報が記録されている媒体を運搬する場合は、鍵付きのケースに格納し、暗号化またはパスワードを設定する。 ・振込処理終了後は媒体内のデータを消去する。 ・個人情報が記録されている媒体の引継ぎには、複数の職員で対応し、引継ぎ業務の記録を残す。 ・保管場所を定め施錠管理を行う。 	<p>事後</p>	<p>重大事故の発生により追加記載するもの。</p>
<p>令和2年10月22日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－5特定個人情報の提供・移転－（委託に伴うものを除く）－移転先1②</p>	<p>番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定</p>	<p>削除</p>	<p>事後</p>	<p>予定なしのため削除するものであり、重要な変更には該当しない。</p>
<p>令和2年10月22日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－6特定個人情報の保管・消去－保管場所</p>	<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・略 	<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②略 	<p>事後</p>	<p>国の記載例により記載変更</p>

令和2年10月22日	Ⅲリスク対策-6情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク1-リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>・略</p> <p>(※1)略</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)略</p>	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②略</p> <p>(※1)略</p> <p>(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3)略</p>	事後	国の記載例により記載変更
令和2年10月22日	Ⅲリスク対策-6情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク2-リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>・略</p> <p>・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>・略</p>	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①略</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④略</p>	事後	国の記載例により記載変更
令和2年10月22日	Ⅲリスク対策-7特定個人情報の保管・消去-②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-その内容	【ケース1】略 【ケース2】略	【ケース1】を削除し、【ケース2】のみ掲載。	事後	事故発生から3年経過したため、ケース1を削除するもの。

